

御連絡

2012年3月26日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

内閣官房長官 藤村修 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 松原仁 様

農林水産大臣 鹿野道彦 様

消費者庁長官 福嶋浩彦 様

参議院議長 平田健二 様

衆議院議長 横路孝弘 様

東京都千代田区麹町4丁目7番地

麹町パークサイドビル3階

リンク総合法律事務所

TEL 03 (3515) 6681

FAX 03 (3515) 6682

全国安愚楽牧場被害対策弁護団

団長 弁護士 紀 藤 正 樹

(担当事務局長 弁護士 中 川 素 充)

冠省

2012年3月25日午後、日比谷公会堂で、全国安愚楽牧場被害対策弁護団は、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、東海（愛知、三重、岐阜）、京都の7弁護団の参加をいただき、安愚楽牧場のオーナー被害者であり、かつ弁護団への依頼者向けの説明会を開きました。

その席で、当弁護団は、約1000人の依頼者被害者とともに、上記説明会に参加したすべての弁護団と一同で、同封のアピール文を採択しました。

政府及び関係官庁、及び議会におかれましては、同アピール文の趣旨を十分におくみいただき、豊田商事事件をはるかに凌ぐ戦後最大の消費者被害となっている安愚楽牧場のオーナー被害者に対する被害の救済を、迅速かつ実効的に行っていただきますよう強く要望します。

不一

同封書類

1 2012年3月25日付アピール文

1通

アピール

2011年8月1日、株式会社安愚楽牧場は、配当、預託金返還等が困難となり事実上破綻し、民事再生手続が開始された。しかし、現経営陣を温存した形での破綻処理はうまくいくはずがなく、同年12月9日、破産手続開始決定となった。出資者は約7万3000人、出資金額は約4300億円とされ、被害者数、被害金額からすれば、戦後最大の投資被害事件といえる。

全国各地の被害対策弁護団は、結成当初より、安愚楽牧場のビジネスモデル自体の問題性、違法性、現経営陣による資産管理・経営状況の不透明さ、破綻に至る経緯についての問題性などを指摘してきた。そして、様々な調査の結果、こうした安愚楽牧場による和牛預託商法の欺瞞性が明らかになりつつある。

私たちは、今後も、裁判所や破産管財人と協力しつつ、安愚楽牧場から散逸している財産を早期に回収するだけでなく、関連会社や役員の実責任追及等を通じて、できるかぎりの多くの被害回復及び情報の公開がなされるよう求めていく所存である。

加えて、私たちは、本件の被害拡大については、消費者行政を担うべき国の責任が重大であると考えている。

すなわち、2011年11月30日、消費者庁は、安愚楽牧場に対して、景品表示法違反（優良誤認表示）として、措置命令（違反事実の公表をすること）を行った。同庁はその内容として、安愚楽牧場の繁殖牛の全頭数が、オーナーの持分及び共有持分を合計した数値に比して過少であった（2007年以降で55.9～69.5%）ことをあげる。しかし、和牛預託商法は既に1997年には社会問題となり、大半の業者が破綻したなか、安愚楽牧場とふるさと牧場のみが生き残ったところ、2007年にはふるさと牧場が破綻し、農水省が預託法違反等により行政処分をし、翌2008年には同社の役員が刑事事件で立件される事態となった。そして、2009年には所轄官庁が消費者庁に移管されたものの、この間、安愚楽牧場については破綻後に至るまで何ら実質的な調査等は行われなかったのである。

他方、安愚楽牧場は、2009年3月31日時点でオーナー数約4万8000人、出資額約2900億円だったのが、破綻時にはオーナー数約7万3000人、出資額約4300億円へと急激に拡大していった。

こうした状況に鑑みれば、所轄官庁による実質的な調査が迅速になされていれば、こうした被害者、被害金額の拡大は十分防げたはずである。

私たちは、農水省・消費者庁、すなわち国に対し、消費者目線がまったく欠如した消費者行政の不作为の結果生じた本件被害について、責任を認めて謝罪をしよう求めるとともに、被害に対する補償、徹底した情報公開と再発防止策の確立を求める。

2012年3月25日

安愚楽牧場被害者及び被害対策弁護団一同